

議案第34号

三朝町小中学生等医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町小中学生等医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和20年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町小中学生等医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町小中学生等医療費助成条例(平成20年三朝町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、小中学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小中学生等の保護者は、対象者とししない。 (1)及び(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。 (4) 略	(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、小中学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小中学生等の保護者は、対象者とししない。 (1)及び(2) 略 (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親に委託されているとき。 (4) 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。